

# よさこいソーラン連盟規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、よさこいソーラン連盟と称する。  
第2条 本会は、理事長宅に事務所をおく。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は、よさこいソーランを舞い、見ることを通して地域での世代を超えた交流、地域の活性化、健康増進を目的とする。  
第4条 本会は、次の事業を行う。  
1. よさこいソーランの活動の育成及び普及に関する事業。  
2. よさこいソーランの紹介、調査研究。  
3. 文化振興のための協議。  
4. その他、目的達成のために必要な事業。

## 第3章 組織

- 第5条 本会は、東海村において活動するよさこいソーラン団体によって組織される。

## 第4章 団体登録

- 第6条 本会は次の申請を行い連盟に登録とする  
1. 本会の趣旨に賛同し、所定の申し込みをした団体とする  
2. 登録希望団体は、前項の申し込みをする際、併せて会費を納入するものとする。  
3. 本会は、登録団体に対し、毎年度事業実績及び決算並びに事業計画及び予算について報告するものとする。

## 第5章 役員

- 第7条 本会には、次の役員をおく。  
1. 理事長1名、副理事長1名、書記1名、会計1名、監査1名。  
2. 理事長は本会を代表し、会務を総理する。